

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年6月18日 21時31分ごろ
発生場所	宮城県 ^{わたり} 亶理町荒浜に所在する亶理大橋北方（阿武隈川） 荒浜港南導流堤仮設灯台から真方位318° 1.6海里付近 （概位 北緯38° 03.3′ 東経140° 54.3′）
事故の概要	プレジャーボートささ丸は、北進中、また、ミニボート（船名なし）は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年7月12日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート ささ丸、0.6トン 210—55290宮城、個人所有 B ミニボート（船名なし）、不詳（全長約3m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型（平成27年9月9日をもって失効中） B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A 船首部船底に擦過傷 B 左舷外板に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 水象：水面 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船首が浮上して左右にそれぞれ約15°の死角がある状態で阿武隈川を上流に向けて約9ノットの対地速力で航行を続け、船長が前路で錨泊中のB船に気付かないまま、B船と衝突した。 B船は、灯火を表示せず、操縦者Bのほか知人1人（以下「同乗者」という。）が乗船し、亶理大橋の橋脚部の上流側において、錨泊しながら釣りを行っていた。 操縦者Bは、下流から聞こえてくる機関音に気付き、船首が浮上した状態でB船に接近するA船を認め、同乗者と一緒にヘッドライトを手にとって振るとともに、大声を上げて注意喚起を行ったが、B船とA船とが衝突した。 船長Aは、本事故後、操縦者Bと同乗者をA船に移乗させ、B船の発航場所までB船をえい航した後、地元警察署に本事故の発生を通報した。 A船及びB船は、両船とも法定灯火である白色全周灯を表示しておらず、A船には、緑色と赤色の各LEDが交互に点滅する小型灯器、

	<p>B船には、乗船者のヘッドライトのみがあった。</p> <p>船長A、操縦者B及びB船の同乗者は、救命胴衣を全員着用していた。</p>
分析	<p>A船は、法定灯火を表示しない状態で北進中、船長Aが、船首浮上による死角が生じた状態で航行を続けたことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、法定灯火を表示しない状態で錨泊中、操縦者B及び同乗者が、B船に接近するA船に気付き、注意喚起を行ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、両船とも法定灯火を表示しない状態で、A船が北進中、B船が錨泊中、船長Aが、船首浮上による死角が生じた状態で航行を続けたため、前路で錨泊中のB船に気付かず、衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定灯火を有しない船舶は夜間に出航しないこと。 ・ 船長は、船首浮上による死角が生じている場合、船首を左右に振るなど死角を補う見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、小型船舶操縦免許証の更新手続を行い、有効な免許証を保持して小型船舶を操縦すること。